

内臓の機能障害

(2) じん臓機能障害

(2) じん臓機能障害

身障者福祉法 (別表)	身障者福祉法施行規則別表		身体障害認定基準（個別事項）		身体障害認定要領
	級数	区 分	総括的解説	各項解説	障害程度の認定について
五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの	1級	(じん臓機能障害) じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		2 じん臓機能障害 (1) 等級表1級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg/dl以上*であつて、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。 (2) 等級表3級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分以上、20mg/分未満、又は血清クレアチニン濃度が5.0mg/dl以上、8.0mg/dl未満であつて、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2つ以上の所見があるものをいう。 a じん不全に基づく末梢神経症 b じん不全に基づく消化器症状 c 水分電解質異常 d じん不全に基づく精神異常 e エックス線写真所見における骨異常栄養症 f じん性貧血 g 代謝性アシドーシス h 重篤な高血圧症 i じん疾患に直接関連するその他の症状 (3) 等級表4級に該当する障害にじん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が20ml/分以上、30ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上、5.0mg/dl未満であつて、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は(2)のaからiまでのうちいずれか2つ以上の所見のあるものをいう。 (4) じん移植術を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態と判定するものである。	第6-2-
	3級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの			(1) じん臓機能障害の認定は、じん臓機能を基本とし、日常生活の制限の程度、又はじん不全に基づく臨床症状、治療の状況によって行うものである。 (2) eGFR(推算糸球体濾過量)が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、eGFR(単位はml/分/1.73m ²)が10以上20未満のときは4級相当の異常、10未満のときは3級相当の異常と取り扱うことも可能とする。 (3) 慢性透析療法を実施している者の障害程度の認定は、透析療法実施直前の状態で行うものであるため、諸検査値等がそのような状態で得られたものかどうかを確認すること。 (4) じん移植術を行った者の障害程度の認定は抗免疫療法を実施しないと仮定した場合の状態で行うものであるため、諸検査値等がそのような状態で得られたものかどうかを確認すること。 (5) じん臓機能検査、臨床症状と日常生活の制限の程度との間に極端な不均衡が認められる場合には、慎重な取扱いをして認定する必要がある。
	4級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			

身障者福祉法 (別表)	身障者福祉法施行規則別表		身体障害認定基準（個別事項）		身体障害認定要領
	級数	区 分	総括的解説	各項解説	障害程度の認定について
				<p>(注9) eGFR（推算糸球体濾過量）が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、eGFR（単位はml/分/1.73m²）が10以上20未満のときは4級相当の異常、10未満のときは3級相当の異常と取り扱うことも可能とする。</p> <p>(注10) 慢性透析療法を実施している者の障害の判定は、当該療法の実施前の状態で判定するものである。</p> <p>※</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【平成15年2月28日付け障福第1217号 北海道保健福祉部障害者保健福祉課長通知】</p> <p>■北海道社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会におけるじん臓機能障害の認定基準に係る決定事項</p> <p>・国の基準（ガイドライン）においては、透析導入前の血清クレアチニン濃度の数値により等級を決定することとなっているが、近年、医学的知見から早期に人工透析を導入する場合もあるため、道においては、血清クレアチニン濃度の数値が基準を満たしていない場合であっても、上位等級に該当すると考えられる場合は、慢性腎不全透析導入基準(案)(厚生省科学研究・腎不全医療研究班1991)による点数評価等を参考に判断する。</p> <p>■事務処理手順 血清クレアチニン濃度が基準を満たしていないが、すでに慢性透析療法を導入している場合などで、上位等級に該当するという医師の参考意見があった場合は、次のとおり事務処理を行うこととする。 (1)医師に対し、別紙「慢性腎不全透析導入基準(案)による評価表」に必要事項の記載を依頼する。 (2)心身障害者総合相談所は、審査を行う。 (3)審査の結果と医師の参考等級が一致する場合は、当該等級にて認定する。審査の結果と医師の参考等級に差異がある場合には、北海道社会福祉審議会へ諮問し、身体障害者福祉専門分科会審査部会での審査を行う。 (4)答申結果に基づき認定（又は却下）を行う。</p> <p>■施行日 平成15年4月1日（平成26年4月1日改正）</p> </div>	

質 疑	回 答
<p>[じん臓機能障害]</p> <p>1. 慢性透析療法実施前の医療機関から転院した後に透析療法を開始した場合等で、手帳申請時の診断書に「透析療法実施前のクレアチニン濃度等は不明」と記載されている場合は、どのように等級判定するのか。</p> <p>2. 血清クレアチニン濃度に着目してじん臓機能を判定できるのは、主として慢性腎不全によるものであり、糖尿病性じん臓の場合は、血清クレアチニン濃度が8 mg/dl未満であっても自己の身の日常生活活動が極度に制限される場合があるが、この場合の等級判定はどのように取り扱うのか。</p> <p>3. すでにじん臓移植手術を受け、現在抗免疫療法を継続している者が、更生医療の適用の目的から新規にじん臓機能障害として手帳の申請をした場合、申請時点での抗免疫療法の実施状況をもって認定してよいか。</p> <p>4. じん臓機能障害で認定を受けていたものが、じん臓移植によって日常生活活動の制限が大幅に改善された場合、手帳の返還あるいは再認定等が必要となるのか。</p>	<p>すでに透析療法が実施されている者の場合は、透析療法開始直前の検査所見によることとなっており、転院した者であってもこれらの検査所見は保存されているはずであり、確認することが必要である。</p> <p>なお、やむを得ず透析療法開始前の検査所見が得られない事情のある場合は、次回透析日の透析実施直前における検査所見等を用いることが適当である。</p> <p>糖尿病性じん臓等、じん臓機能障害以外の要因によって活動能力が制限されている場合であっても、認定基準のとおり、血清クレアチニン濃度が8 mg/dlを超えるもの又は内因性クレアチニンクリアランス値が10ml/分未満のものでなければ1級として認定することは適当ではない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>編者注：「北海道社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会におけるじん臓機能障害の認定基準に係る決定事項」参照</p> </div> <p>じん臓移植を行ったものは、抗免疫療法の継続を要する期間は、これを実施しないと再びじん臓機能の廃絶の危険性があるため、抗免疫療法を実施しないと仮定した状態を想定し、1級として認定することが適当である。</p> <p>移植後の抗免疫療法を継続実施している間は1級として認定することが規定されており、手帳の返還や等級を下げるための再認定は要しないものと考えられる。</p> <p>ただし、抗免疫療法を要しなくなった後、改めて認定基準に該当する等級で再認定することは考えられる。</p>

診断書・意見書

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、疾患等により永続的にじん臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

(1) 「総括表」について

ア 「障害名」について

「じん臓機能障害」と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

じん臓機能障害をきたした原因疾患名について、できる限り正確な名称を記載する。例えば単に「慢性腎炎」という記載にとどめることなく、「慢性糸球体腎炎」等のように種類の明らかなものは具体的に記載し、不明なときは疑わしい疾患名を記載する。

傷病発生年月日は初診日でもよく、それが不明確な場合は推定年月を記載する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症について障害認定のうえで参考となる事項を詳細に記載する。

現症については、別様式診断書「じん臓の機能障害の状況及び所見」の所見欄の内容はすべて具体的に記載することが必要である。

エ 「総合所見」について

経過及び現症からみて障害認定に必要な事項、特にじん臓機能、臨床症状、日常生活の制限の状態について明記し、併せて将来再認定の要否、時期等を必ず記載する。

(2) 「じん臓の機能障害の状況及び所見」について

ア 「1 じん臓機能」について

障害程度の認定の指標には、内因性クレアチニンクリアランス値及び血清クレアチニン濃度が用いられるが、その他の項目についても必ず記載する。

なお、慢性透析療法を実施している者については、当該療法実施直前の検査値を記入する。

イ 「3 臨床症状」について

項目のすべてについて症状の有無を記し、有の場合にはそれを裏付ける所見を必ず記述する。

ウ 「4 現在までの治療内容」について

透析療法実施の要否、有無は、障害認定の重要な指標となるので、その経過、内容を明記する。また、じん臓移植術を行った者については、抗免疫療法の有無を記述する。

エ 「5 日常生活の制限による分類」について

日常生活の制限の程度（(1)～(4)）は、診断書を発行する対象者の症状であって、諸検査値や臨床症状とともに障害程度を判定する際の重要な参考となるものであるため、該当項目を慎重に選ぶ。

日常生活の制限の程度と等級の関係は概ね次のとおりである。

(1)……非該当

(2)……4級相当

(3)……3級相当

(4)……1級相当

○ 「慢性腎不全透析導入基準（案）による評価表」について

透析導入時、血清クレアチニン濃度が基準を満たしていないが、上位等級に該当するという医師の参考意見があった場合は、道において、医師に対し「慢性腎不全透析導入基準（案）による評価表」（厚生省科学研究・腎不全医療研究班、1991）に必要な事項の記載を依頼する。

身体障害者診断書・意見書

総括表

（ 障害用）

氏名	年 月 日生	男 女
住所		
①障害名（部位を明記）		
②原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）	
③疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場所
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日		
⑤総合所見		
[将来再認定 要・不要] (再認定の時期 年 月)		
⑥その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて次の意見を付す。 年 月 日		
病院又は診療所の名称 所 在 地 診 療 担 当 科 名 科 医師氏名 印		
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する（ 級相当） ・該当しない		
注意	1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書・意見書（別紙）を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、北海道社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。	

慢性腎不全透析導入基準による評価表

患者氏名 _____

I 臨床症状

次の1～7のうち、該当する番号に○をつけてください。

- 1 体液貯留（全身性浮腫、高度の低タンパク血症、肺水腫）
- 2 体液異常（管理不能の電解質・酸塩基平衡異常）
- 3 消化器症状（悪心、嘔吐、食思不振、下痢など）
- 4 循環器症状（重篤な高血圧、心不全、心包炎）
- 5 神経症状（中枢・末梢神経障害、精神障害）
- 6 血液異常（高度の貧血症、出血傾向）
- 7 視力障害（尿毒症性網膜症、糖尿病性網膜症）

評 価	点 数
○が3個以上（高度）	30点
○が2個（中等度）	20点
○が1個（軽度）	10点

(I) 点

II 腎機能

血清クレアチニン濃度 (mg/dl)	クレアチニンクリアランス値 (ml/分)	点 数
8以上	10未満	30点
5～8未満	10～20未満	20点
3～5未満	20～30未満	10点

(II) 点

III 日常生活障害

評 価	点 数
尿毒症のため起床できない（高度）	30点
日常生活が著しく制限される（中等度）	20点
通勤、通学あるいは家庭内労働が困難となった場合（軽度）	10点

(III) 点

IV その他

年少者（10歳未満）又は高齢者（65歳以上）又は全身性血管合併症がある	10点
-------------------------------------	-----

(IV) 点

(I) + (II) + (III) + (IV) 合計

 点

その他参考所見